

勝浦町わくわく移住支援事業補助金交付要綱

令和 7 年 3 月 27 日

勝浦町告示第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、勝浦町への移住・定住促進及び中小企業等における人手不足の解消を図るため、徳島県と協働して行う徳島わくわく移住支援事業を活用して、勝浦町に移住した者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて定めるものとし、この告示に定めるもののほか必要な事項は、勝浦町補助金交付規則（平成 7 年勝浦町規則第 5 号）に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) テレワーク 情報通信技術を活用し、自宅等において業務を行う方法をいう。
- (3) マッチングサイト 徳島県が移住支援金の対象として求人を掲載しているマッチングサイトをいう。
- (4) 条件不利地域 東京圏のうち過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村及び平成 22 年から令和 2 年の人口減少率が 10%以上の市町村（国勢調査）をいう。
- (5) 専門人材 プロフェッショナル人材事業（徳島県プロフェッショナル人材戦略拠点が民間人材ビジネス事業者を介して実施する人材マッチング事業をいう。）及び先導的マッチング支援事業（地方創生支援事業費補助金（先導的人材マッチング事業）交付要綱に基づき、地域企業の経営課題等を把握している地域金融機関等が地域企業の人材ニーズを調査・分析し、職業紹介事業者と連携して実施する人材マッチング事業をいう。）を利用して就業した者をいう。
- (6) 創業支援補助金 徳島わくわく移住・創業パッケージ支援事業実施要領に基づき事業の創業を行う者に対し徳島県が交付する補助金をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付が受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、第 1 号の要件を満たす者であって、第 3 号から第 6 号までのいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては第 2 号の要件を満たす者とする。

- (1) 移住等に関する要件
次に掲げるア、イ及びウに該当すること。
ア 移住元に関する要件

- (ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- (イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。なお、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職し、通勤した者（ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。）については、通学期間の修業年度を上限（ただし、高等専門学校は2年を上限）として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 令和4年1月1日以後に転入したこと。
- (イ) 補助金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
- (ウ) 勝浦町に、補助金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
 - (イ) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
 - (ウ) 徳島県が新次元・とくしま医療人材確保・養成対策事業により実施する「医師・看護職員を対象とした移住支援金」の支給を受けていない者で、今後も受ける予定がないこと。
 - (エ) 申請者は（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員のいずれも）、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、徳島県及び勝浦町が認める場合を除く。
 - (オ) 徳島県又は勝浦町が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- (2) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）
- 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和4年1月1日以後に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、補助金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。

オ 世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(3) 就業等に関する要件

次のア又はイのいずれかに該当すること。

ア 一般就業の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が徳島県に所在すること。

(イ) 就業先が、徳島県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人の対象法人等（以下、「移住支援金対象法人等」という。）であること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金対象法人等に就業し、申請時において当該法人等に連続して3か月以上在職していること。

(オ) (イ)の求人への応募日が、マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 就職先に、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者であり、かつ、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が徳島県に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。

(ウ) 当該就業先において、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(4) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であつて、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) 移住先でテレワークにより勤務する（原則として、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週 20 時間以上テレワークを実施すること。
- (ウ) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(5) 関係人口に関する要件

移住後に就労が決まっており、次に掲げる（ア）の要件を満たし、かつ、（イ）又は（ウ）の要件に該当すること。就労に関しては、雇用形態を問わない。また、起業した個人事業主に関しては、営業等の実態を確認し、判断することとする。

(ア) 就労要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

- a 勝浦町内で就労又は、町内に住所を有しており町外で勤務する者
- b 勝浦町内で起業した者

(イ) 関係人口要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

- a 田舎トライアルハウス坂本家を利用したことがある者
- b 勝浦町出身の者
- c 過去 3 年以内に勝浦町へふるさと納税を行った者

(ウ) 地域の担い手確保の要件

農林水産業に就業する者

(6) 創業に関する要件

創業支援補助金の交付決定を受けており、かつ、補助金の交付を申請する日が、創業支援補助金の交付決定を受けた日から 1 年以内であること。

（補助金の額）

第 4 条 補助金として支給する移住支援金の金額は、60 万円とする。ただし、補助対象者を含む 2 人以上の世帯員が本町に転入する場合であつて、当該世帯員が次の条件を満たす場合にあっては、100 万円とする。

- (1) 本町へ転入する前の住所地において、補助対象者と同一世帯に属していること。
- (2) 補助金の交付の申請をする日において、補助対象者と同一世帯に属していること。
- (3) 令和 4 年 1 月 1 日以後に転入したこと。
- (4) 補助金の交付の申請をする日において、転入後 3 か月以上 1 年未満であること。
- (5) 暴力団等の反社会勢力と関係を有する者でないこと。

2 前項の 2 人以上の世帯の場合において、18 歳未満の世帯員を帯同しての移住である場合は、18 歳未満の世帯員一人につき 100 万円を加算する。ただし、18 歳未満の世帯員

が申請者の配偶者である場合は加算対象に該当しないものとする。

3 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、勝浦町わくわく移住支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする年度の2月末までに、町長に提出しなければならない。

- (1) 写真付きの身分証明書(提示により本人確認できる書類)
- (2) 誓約書(様式第2号)
- (3) 移住元の住民票の除票の写し又は戸籍の附票の写し等(移住元での在住地、在住期間を確認できる書類。なお、2人以上の世帯向けの金額を申請しようとする場合は、申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類)
- (4) 補助金の振込先の普通預金通帳又はキャッシュカードの写し(確実に振込可能となる情報(金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名)が確認できるものに限る。)
- (5) マッチングサイトを利用して就業した者にあつては、就業証明書(様式第3号)
- (6) 東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者である場合は、東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)
- (7) 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主である場合は、開業届出済証明書等(移住元での在勤地を確認できる書類)又は個人事業等の納税証明書(移住元での在勤期間を確認できる書類)
- (8) 東京圏から東京23区内の大学に進学し、東京23区内の企業等へ就職した者である場合は、卒業証明書等(在学期間や卒業校を確認できる書類)及び東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)
- (9) テレワークの導入を行った者にあつては、就業証明書(様式第3号)
- (10) 創業支援補助金の交付決定を受けた者にあつては、スタートアップ創出促進補助金交付決定通知書の写し
- (11) 前各号に定めるもののほか、町長が特に必要と認める書類

(交付決定)

第6条 勝浦町補助金交付規則(以下「規則」という。)第4条第1項の規定により町長が補助金の交付決定をした場合における規則第6条の規定による通知は、勝浦町わくわく移住支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた申請者は、勝浦町わくわく移住支援事業補助金交付請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 町長は、前条の規定による請求書を受理したときは、補助金を交付する。

(交付決定の取消し及び返還)

第9条 町長は、前条の規定により交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、規則第14条の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取消し、規則第15条の規定により既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして徳島県及び勝浦町が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 補助金の申請日から起算して5年以内に転出したとき。
- (2) 補助金の申請日から1年以内に、補助金の要件を満たす職を辞したとき。
- (3) 創業支援事業に係る交付決定を取り消されたとき。
- (4) 虚偽その他不正の手段により申請が行われたと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金を返還させる必要があると認めるとき。

2 前項各号の規定における返還を求める補助金の額は、別表のとおりとする。

3 町長は、第1項の規定により補助金の返還を命ずるときは、勝浦町わくわく移住支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(報告及び立入調査)

第10条 勝浦町わくわく移住支援事業補助金の交付を受けた者は、申請してから5年を経過するまでは、毎年3月中に現況届(様式第7号)に次に掲げる関係書類を添えて、町長へ提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 新規就業者の場合は、就業証明書(様式第3号)

2 勝浦町わくわく移住支援事業補助金の交付を受けた者が、勤務、転勤、出向、研修又はその他特別な事情により、一時的に勝浦町を1か月以上の長期にわたって転出する場合には、一時的な勤務、転勤、趣向、研修その他特別な事業で他の市町村に転出することの証明書(様式第8号)を提出しなければならない。

3 勝浦町わくわく移住支援事業補助金の交付を受けた者が、他の市町村に転出する場合には、転出報告書(様式第9号)を提出しなければならない。

4 徳島県及び勝浦町は、徳島わくわく移住・創業パッケージ支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、徳島わくわく移住・創業パッケージ支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、徳島県と勝浦町が協議して定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

取消事由	返還を求める補助金の額
補助金の申請日から3年以上5年以内に勝浦町外へ転出したとき。	交付額の50%
補助金の申請日から3年未満で勝浦町外へ転出したとき。	交付額の100%
補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞したとき。	交付額の100%
創業支援補助金に係る交付決定を取り消されたとき。	交付額の100%
虚偽その他不正の手段により申請が行われたと認められるとき。	交付額の100%

勝浦町長 殿

(申請者)
住 所
氏 名
電話番号

勝浦町わくわく移住支援事業補助金交付申請書

勝浦町わくわく移住支援事業補助金を受けたいので、勝浦町わくわく移住支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

交付申請額	円	世帯の種類	単身 ・ 世帯 (人)
世帯の種類で世帯と回答した場合のみ記入		18 歳未満の世帯員の人数	人
種類	☐ 新規就業 ☐ 新規起業 ☐ 専門人材 ☐ テレワーク ☐ 関係人口		
転出元住所			
個人情報	【個人情報の取扱いについて】の記載内容に ☐ 同意する ☐ 同意しない		

東京 23 区への在勤及び通学履歴 ※ 5 年以上の在勤及び通学履歴

就業（通学）期間	就業先（大学等）名称	就業先（大学等）所在地
～		
～		
～		
～		

テレワークによる移住者のみ記載

勤務先部署	
所在地	
移住の意思	☐ 自己の意思である ☐ 所属からの命令である
勤務先へ行く頻度	☐ 週 / 月 / 年 回程度 ☐ 行くことはない ☐ その他 ()

【個人情報の取扱いについて】
徳島県及び勝浦町は、徳島県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、徳島県及び勝浦町が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。
また、徳島県及び勝浦町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

年 月 日

勝浦町長 殿

（申請者）

住 所

氏 名

電話番号

誓約書

勝浦町わくわく移住支援事業補助金を申請するにあたり、次の勝浦町わくわく移住支援事業補助金交付要綱に規定する補助対象要件を全て満たしていることを誓約します。

本書において誓約する事項
・補助金の申請日から起算して 5 年以内に転出しません。 ・日本人である又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有しています。 ・世帯全員が暴力団員又は暴力団員密接関係者ではありません。 ・当該補助金と重複する他の公的給付を受けていません。 ・勝浦町わくわく移住支援事業補助金に関する報告及び立入調査について、勝浦町から求められた場合には、それに応じます。 ・補助金の申請日から起算して 5 年以内に転出したとき、虚偽その他不正の手段により申請が行われたと認められるときその他移住支援金の支給要件に該当しないことが判明したときは、補助金を返還します。

様式第 3 号（第 5 条関係）

就 業 証 明 書	
勤 務 者 名	
勤 務 者 住 所	
就 業 場 所	名 称
	所在地
就 業 年 月 日	
応 募 受 付 年 月 日	
雇 用 形 態	
勤務者と代表者、取締役等の経営を担う者との関係 ※マッチングサイト掲載求人の場合	
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	
※テレワークでの移住の場合のみ	
上記のとおり相違ないことを証明します。	
年 月 日	
所 在 地	
事業所名	
電話番号	
代表者名	
印	

徳島県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、徳島県及び勝浦町の求めに応じて、徳島県及び勝浦町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

（住 所）

（氏 名）

年 月 日付けで申請のありました勝浦町わくわく移住支援事業補助金の交付については、勝浦町わくわく移住支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により次のとおり交付（不交付）します。

年 月 日

勝浦町長

（交付の場合）

1 交付金額 金 円

2 交付条件

- （1）この補助金の使用については勝浦町わくわく移住支援事業補助金交付要綱及び勝浦町補助金交付規則を遵守すること。
- （2）勝浦町又は監査委員の要求があったときは、必要な書類を提出し、又はその監査を受けること。
- （3）勝浦町わくわく移住支援事業補助金交付要綱第9条第1項に該当するときは、補助金を返還すること。
- （4）勝浦町が、勝浦町わくわく移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な書類を求め、又は立入調査を求めた場合は応じること。報告及び立入調査に応じない場合、（3）に定める返還請求を行う場合がある。

（不交付の場合）

理由

年 月 日

勝浦町長 殿

(申請者)
住 所
氏 名
電話番号

勝浦町わくわく移住支援事業補助金交付請求書

勝浦町わくわく移住支援事業補助金の交付を受けたいので、勝浦町わくわく移住支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり補助金を請求します。

- 1 交付決定番号 年 月 日付け 第 号
- 2 交付決定金額 円
- 3 交付請求金額 円
- 4 補助金振込先

フリガナ							
口座名義							
金融機関名							
本支店名							
預金種別	普通 ・ 当座 (いずれかに○を入れてください)						
口座番号							

※口座名義人は、申請者と同一に限る。

第 号
年 月 日

様

勝浦町長

勝浦町わくわく移住支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け勝浦町指令 第 号により交付決定した勝浦町わくわく移住支援事業補助金については、勝浦町わくわく移住支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、交付決定を取り消したので通知します。

なお、既に交付済みの補助金については、同条の規定に基づき次のとおり補助金の返還を命じます。

- 1 交付決定取消事由
- 2 交付決定取消金額 金 円
- 3 返還すべき金額 金 円
- 4 返還期限 年 月 日

年 月 日

勝浦町長 殿

(申請者)
住 所
氏 名
電話番号

現 況 届

現在の住所	〒 —
-------	---------------

※現在の住所地を確認するため、住民票の写しを 1 部添付してください。
※転出先に居住されていることを確認するため、転出先の住民票担当課への問合せや転出
 先の立ち入り調査を行う場合があります。
※補助金の申請日から 5 年以内に町外に転出する場合は、補助金の返還対象になります。

年 月 日

勝浦町長 殿

(申請者)
住 所
氏 名
電話番号

一時的転出報告書

勤務者名	
一時的転出先（勤務地等）の 所在地	
一時的転出先（勤務地等）の 電話番号	
転出理由	☐ 一時的な勤務先の変更 ☐ 転勤 ☐ 出向 ☐ 研修 ☐ その他（内容 ）
転出の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
一時的な転出の内容	☐ ほかの市町村に転出する期間が 1 年以内であること。 ☐ 転出した者は、転居先で活動した後、転出前の就業先 で勤務する予定であること。

※勤務者に対して補助金を支給した勝浦町担当課から、転出前の就業先又は一時的な転出先（勤務先等）に就業等の状況を確認する場合があります。

※一時的な転出ではないことが明らかになった場合、勤務者に対して補助金の全部又は一部の返還を求める場合があります。

年 月 日

勝浦町長 殿

(申請者)
住 所
氏 名
電話番号

転出報告書

新住所	〒
旧住所	〒

転出年月日	年 月 日
-------	-------

※現在の住所地を確認するため、住民票の写しを 1 部添付してください。

※転出先に居住されていることを確認するため、転出先の住民票担当課への問合せや転出先の立ち入り調査等を行う場合があります。

※補助金の申請日から 5 年以内に町外に転出する場合は、補助金の返還対象になります。